

介護保険施設などの食費・居住費(滞在費)を減額

次の対象サービス利用者(介護予防含む)のうち、表の要件を満たす人は、食費と居住費(滞在費)を軽減します。

■対象サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院、ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)

■申請方法

申請書、同意書、通帳等の写し(銀行名・支店名・口座名義・最終残高(直近2カ月以内)のわかるもの)、借用証明書の写し(負債がある場合)を持って高齢介護課へ。

※申請された月の初日からの適用となります。利用予定のある人は事前に申請してください。

■施設に入所している低所得者の食費・居住費の負担軽減

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者など	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	高齢福祉年金受給者	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
3-①	合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
3-②	合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】

※年金収入は、課税年金収入額と非課税年金収入額(遺族年金または障害年金)の合計金額です。

※()内は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※【】内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

※利用者負担段階は、申請日における世帯の課税状況などで判定するため、年度途中で異動があれば負担段階が変更となる場合があります。

※負債(借入金や住宅ローンなど)は預貯金などから差し引いて計算します。

※新年度の課税情報は8月から適用されます。

問高齢介護課(☎983-1328)

災害時生活用水協力井戸に登録を

災害による断水時に市民の皆さんの生活用水を確保するため、個人や事業所が所有する井戸を災害時協力井戸として登録していただける人を募集しています。

■登録要件

- 1 生活用水として使用可能な水量・水質であること
- 2 井戸水をくみ上げるための設備があること
- 3 災害などの断水時に無償で近隣住民に井戸水を提供していただけること
- 4 井戸枠などがあり安全であること
- 5 井戸の所在地の公表を了承していただけること

■登録方法

所定の用紙(防災安全課窓口または市ホームページから入手)を防災安全課に持参。

※必要な場合は、市が水質検査を実施します。

※登録井戸には標識をお渡しします。見える場所に設置してください。



問防災安全課
(☎983-3200)

熱損失防止改修工事等で住宅の固定資産税を減額

次の全ての要件を満たす熱損失防止改修工事などを行った場合、当該家屋の改修が完了した年の翌年度の固定資産税額(120㎡までの3分の1を減額します)の3分の1を減額します。

- 減額要件
- ▼平成26年4月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること
- ▼改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ▼令和6年3月31日までに次の①の工事、または②と合わせて②④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合していること
- ①窓の断熱改修工事(必須)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事
- ▼改修工事に要した費用が補助金などを除き、いづれかにあてはまること
- ①熱損失防止改修工事にかかる費用が60万円を超えるもの
- ②熱損失防止改修工事にかかる費用が50万円を超えるもの

太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事にかかる費用との合計が60万円を超えるもの

■申請方法
改修工事完了後3カ月以内に、申請用紙と「増改築等工事証明書」「納税義務者の住民票の写し(市内在住の場合は不要)」「補助金などの明細書の写し」、長期優良住宅の場合は「認定通知書の写し」を添えて

提出
※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認書類を持参してください(郵送の場合は写しを添付)。
※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問税務課資産税係(☎983-2480)

コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

- ▼コンビニ等にあるマルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、手順に従って操作してください。
- ※利用にはマイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。
- ▼取得できる証明書 令和
- 4年度所得証明書、課税(非課税)証明書
- ※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。
- ▼サービスの利用時間 午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む)
- ※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。
- ▼交付手数料 1通300円
- ※利用できる店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

税証明の窓口交付本人確認書類が必要

第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報保護を図ること

を目的に、窓口で書類提示による本人確認を行っています。

税証明の交付申請時には、次のいずれかの本人確認資料(郵送請求の場合は写し)を持参してください。

- ①マイナンバーカード、免許証など官公庁が発行した顔写真付き証明書を1点
- ②健康保険証、介護保険証、年金手帳などのうち2点
- ③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書などのうち1点と②の書類のうち1点。

問税務課市民税係(☎983-1113)

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

また、市税取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所でも納付できます。

●口座振替領収済通知書の廃止について

市・府民税、固定資産税・都市計画税を口座

振替で納付された人に「口座振替領収済通知書」を送付していましたが、経費削減および省資源化の観点から令和3年度をもって廃止しました。今後は預貯金通帳の記帳などでご確認ください。

なお、口座振替領収済通知書は確定申告に添付する必要のある書類ではありません。

●7月下旬に軽自動車税口座振替領収済通知書兼納税証明書を送付します

軽自動車税(種別割)を6月30日(木)に口座振替で納付された人には、車検に必要な領収済通知書兼納税証明書(継続検査用)を7月下旬に送付します。

問税務課収納係(☎983-2481)